

別表第1(第2条、第5条関係)

日常生活用具対象表

種目	対象者	対象年齢	交付基準額(円)	耐用年数	性能等
介護・訓練支援用具	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、寝たきり状態にある者	18歳以上	154,000	8	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、寝たきり状態にある者 3 重度又は最重度の知的障害者	3歳以上	19,600	5	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。 (褥瘡防止マットとの併給不可)
褥瘡防止マット	1 下肢又は体幹機能障害1級以上の身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、寝たきり状態にある者	3歳以上	100,000	10	褥瘡の防止のためのものであって、次のいずれかに該当するもの。 1 エアーマットと送風装置等からなるもの 2 特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの(特殊マットとの併給不可)
特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、自力で排尿できない者	3歳以上	67,000	5	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの。
体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、寝たきり状態にある者	3歳以上	15,000	5	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	3歳以上	159,000	4	介護者が対象者を移動させるにあつ

		級以上の身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、下肢又は体幹機能が不自由な者				て、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	3歳以上	82,400	5	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児	3歳以上	33,100	5	原則として付属のテーブルを付けるものとする。
	訓練用ベ ット ⁶	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	3歳以上 18歳未 満	159,200	8	対象者が容易に使用できるもの
		2 難病患者であって、当該難病を理由に、下肢又は体幹機能が不自由な者				
自立 生活 支援 用具	入浴補助 用具	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	3歳以上	90,000	8	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
		2 難病患者であって、当該難病を理由に、入浴に介助を要する者				
	便器	1 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、常時介護を要する者	3歳以上	4,450	8	対象者が容易に使用できるもの。ただし、取替に際し、住宅改修を伴うものを除く。
		手すり付きのもの 5,400				
	頭部保護 帽	1 平衡、下肢又は体幹機能障害をもつ身体障害者 2 重度又は最重度の知的障害者であって、転倒により頭部を強打するおそれのある者 3 精神障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3歳以上	スポンジ、 革が主材 料のもの 15,200	3	基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとする。レディメイドによる製品については、交付基準額の80%の範囲内の額とすること。
				スポンジ、 革、プラ стикが主 材 料のもの 36,750		

T字状・棒状のつえ	1 平衡、下肢又は体幹機能障害をもつ身体障害者	3歳以上	4,460	3 一点支持のもの。
	2 重度又は最重度の知的障害者		夜光材付きのもの 4,870	
			全面夜光材付きのもの 5,660	
移動・移乗支援用具	1 平衡、下肢又は体幹機能障害をもつ身体障害者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、下肢が不自由な者	3歳以上	60,000	8 おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 1 対象者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。
特殊便器	1 上肢障害2級以上の身体障害者 2 重度又は最重度の知的障害者 3 難病患者であって、当該難病を理由に、上肢が不自由な者	3歳以上	151,200	8 温水洗浄、温風乾燥等の機能が付いたもので対象者が容易に使用できるもの。ただし、取替に際し、住宅改修を伴うものを除く。
火災警報器・警報機補助装置	火災発生の感知又は避難が困難な者 (障害者・難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る)	3歳以上	15,500	8 室内の火災を感知し、音又は光を発することで、対象者に火災発生を知らせ得るもの。又は、室内の火災発生を屋外にも知らせることで、対象者の避難の援助や外部からの通報が期待できるもの。(1世帯2台を限度とする。)
自動消火器	火災発生の感知・避難が困難な者 (障害者・難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る)	3歳以上	28,700	8 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。

		帯に属する者に限る)				
	電磁調理器	1 視覚障害2級以上の身体障害者 2 重度又は最重度の知的障害者	学齢児以上	41,000	6	対象者が容易に使用できるもの。
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者	学齢児以上	7,000	10	電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの。
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る)	学齢児以上	87,400	10	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者であって、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	—	51,500	5	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
	ネブライザー(吸入器)	1 呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、必要と認められる者	—	36,000	5	対象者が容易に使用できるもの。
	電気式たん吸引器	1 呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、必要と認	—	56,400	5	対象者が容易に使用できるもの。

		められる者				
酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	—	17,000	10	対象者が容易に使用できるもの。	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	1 呼吸機能又は心臓機能障害をもつ身体障害者であって、必要と認められる者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、人工呼吸器の装着が必要と認められる者	—	157,500	5	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者及び介護者が容易に使用できるもの	
発動発電機・蓄電池	1 呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、人工呼吸器、酸素濃縮器、ブライザー又は電気式たん吸引機(以下、人工呼吸器等という)を使用している者 2 難病患者であって、当該難病を理由に、人工呼吸器等の使用が日常的に必要なであると認められる者	—	100,000	—	1人につき一回のみ給付可	
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者	3歳以上	9,000	5	検温結果を音声により伝える機能を有するもの。	
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者	3歳以上	18,000	5	測定結果を音声により伝える機能を有するもの。	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声又は言語機能に障害をもつ身体障害者	3歳以上	98,800	5	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの。
情報・通信支援用具	情報・通信支援用	上肢又は視覚障害2級以上の身体障害者	3歳以上	100,000	5	1 入力文字音声化ソフト 2 画面拡大(文字等を拡大)ソフト

具					3 画面音声化(画面の文字の音声化)ソフト 4 インテキー 5 ジョイスティック
点字ディスプレイ	1 視覚と聴覚の両方に障害をもつ身体障害者 2 視覚障害2級以上の身体障害者	3歳以上	383,500	6	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。
点字器	視覚障害2級以上の身体障害者	3歳以上	標準型A 10,400	7	32マス18行両面書真鍮板型
			標準型B 6,600		32マス18行両面書プラスチック製
			携帯用A 7,200	5	32マス4行片面書アルミニウム製
			携帯用B 1,650		32マス12行片面書プラスチック製
点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者(本人が就労又は就労が見込まれる者に限る。)	—	63,100	5	点字の6点に対応したバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの
視覚障害者用ポータブルコーダ	視覚障害2級以上の身体障害者	3歳以上	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用できるもの又は音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用できるもの。
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害者	3歳以上	99,800	6	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの。
視覚障害	視覚障害をもつ身体障害	3歳以上	198,000	5	画像入力装置を読みたいもの(印刷物)

者用拡大 読書器	者であって、本装置により 文字等を読むことが可能 になる者				等)の上に置くことで、簡単に拡大され た画像(文字等)をモニターに映し出せるも の。	
視覚障害 者用ICタ ブレット	視覚障害2級以上の身体障 害者	学齡児以 上	62,790	6	取り付けたICタグからその物品等の名 称を音声にて再生が可能な製品であつ て対象者が容易に使用できるもの。	
視覚障害 者用時計	視覚障害2級以上の身体障 害者	3歳以上	13,300	10	文字盤及び針に直接触れることができ る触読式又は時刻を音声で知らせる機 能を持つ音声式等で、対象者が容易に 使用できるもの。	
聴覚障害 者用通信 装置	聴覚障害2級以上の身体障 害者	3歳以上	71,000	5	一般の電話に接続することができ、音 声の代わりに、文字等により通信が可 能な機器であり、対象者が容易に使用 できるもの。	
聴覚障害 者用情報 受信装置	聴覚障害2級以上の身体障 害者	3歳以上	88,900	6	字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用 番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳 の映像を合成したものを画面に出力す る機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害 者向け緊急信号を受信するもので、対 象者が容易に使用できるもの。	
人工喉頭	喉頭摘出者	—	笛式 5,000	4	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニ ール等の管を通じて音源を口腔内に導き 構音化するもの。	
			笛式で気 管カニューレ 付のもの 8,100			
			電動 70,100			5
排泄 管理	ストマ用装 具	ストマ造設者(腎瘻・膀胱瘻含 む)	—	尿路系 12,000	—	1月の基準単価

支援 用具				消化器系 10,000	
	紙おむつ	次のいずれかに該当し、紙おむつ意見書の内容及び本人の生活状況から常時紙おむつが必要と認められる者 1 スマ用装具の対象者のうち、スマの変形又はスマ周辺の著しいびらん等の理由でスマ用装具の装着が困難な者 2 ぼうこう・直腸機能障害をもつ身体障害者のうち、高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害をもつ者 3 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 4 脳原生運動機能障害をもつ身体障害者のうち、意思表示が困難な者	3歳以上	12,000	—1月の基準単価
	収尿器	ぼうこう機能障害をもつ身体障害者のうち、高度の排尿機能障害をもつ者	—	男性用普通型 7,700 男性用簡易型 5,700 女性用普通型 8,500 女性用簡易型 5,900	1収尿器女性用簡易型については、採尿袋20枚を1組とする。
住宅	居宅生活	1 下肢、体幹又は脳原生運	3歳以上	550,000	—対象者の移動を円滑にする住宅改修を

改修費	動作補助用具	動機能障害2級以上の身体障害者 2 最重度の知的障害者 3 難病患者であって、当該難病を理由に、下肢又は体幹機能が不自由な者			伴うもの。 1人につき一回のみ給付可
-----	--------	--	--	--	---------------------------

(注)

- 1 スマ用装具、紙おむつについては、1月分又は2月分の額を日 常生活用具給付券1枚に記載して交付する。申請1回につき2枚まで一括交付することができる。
- 2 紙おむつについては、他の法令に基づく給付により当該給付に相当するものを受けられるときは、他の法令の給付を優先し、その給付対象額を超える場合のみ対象とする。
- 3 住宅改修費の給付については、他の法令に基づく給付により当該給付に相当するものを受けられるときは、その給付対象額を交付基準額から差し引いて給付する。また、他の法令における給付が、既にされている場合も同様の扱いとする。